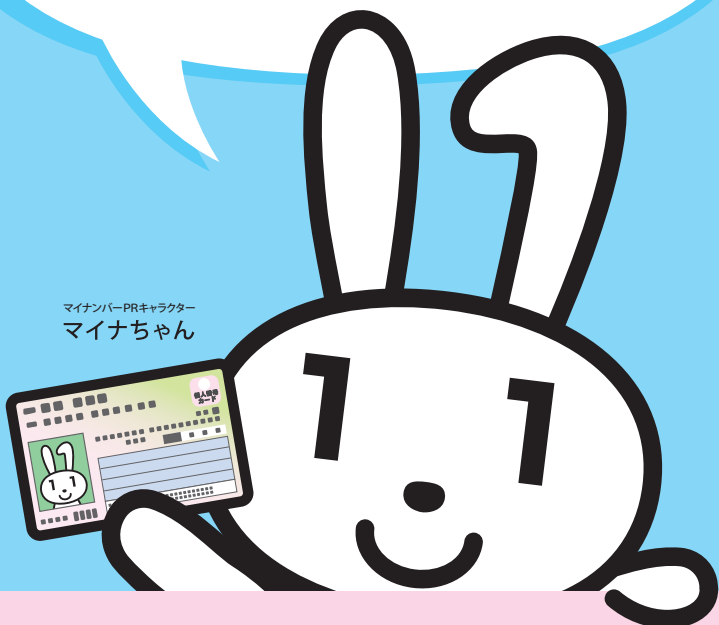


口座をひらく方も、口座をお持ちの方も

マイナンバーの届出にご協力ください

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん



この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

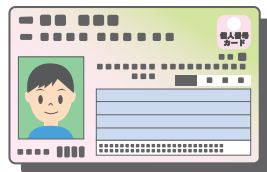
内閣府

金融庁
Financial Services Agency

個人のお客さま

マイナンバーを届出いただく際に必要となる書類

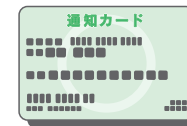
マイナンバーカード



もしくは

通知カード※1

住民票の写し
(マイナンバーあり)

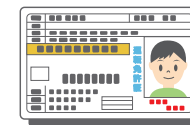


または



+

運転免許証などの本人確認書類※2



※1 2020年5月25日以降に通知カードの記載事項(氏名・住所など)に変更が生じた場合は、マイナンバーの届出に利用できません。
※2 顔写真付きのもの(運転免許証、在留カードなど)であれば1点、顔写真なしのもの(健康保険証、住民票、年金手帳など)であれば2点。

法人のお客さま

法人番号を届出いただく際に必要となる書類※3

国税庁 法人番号公表サイトの法人情報画面を印刷したもの



法人番号 指定通知書

または



登記事項証明書などの法人確認書類※4



※3 告知または各金融機関所定の告知書の提出をすれば、確認書類が不要となる場合があります。詳しくはお取引先の信用金庫にお問い合わせください。
※4 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。

ご存じですか？
2020年5月25日以降
マイナンバーの通知方法
などが変わります。

これまでマイナンバーは、市区町村役場から「通知カード」により通知されてきましたが、法令の改正により、2020年5月25日以降は、「個人番号通知書」により通知されることとなりました。個人番号通知書は、通知カードのようにマイナンバーを届け出の際のマイナンバー証明書類として利用することはできませんのでご注意ください。





不正な勧誘や 個人情報の取得に ご注意ください!



信用金庫職員が、
お客さまのマイナンバー管理不備などを指摘して、
金銭を要求することはありません。

実際に被害に遭った事例

事例 1 市役所の職員を名のる者が訪問し、「市役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目にお金をだまし取られた。

事例 2 サラリーマン風の男が訪問し、「マイナンバーの封筒が来ていますか」「手続には相当時間がかかるから代行します」「代行の手数料としてお金が必要」と言われ、マイナンバー手続代行手数料の名目でお金をだまし取られた。

不審な電話などがありましたら



消費者ホットライン
(局番なし 188番)



警察相談専用電話
(局番なし #9110番)

またはお取引のある信用金庫にお電話ください。

マイナンバー制度について詳しくはこちら

● ウェブサイト

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>

マイナンバー

検索



● マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

0120-95-0178 (無料)

信用金庫とのお取引に係るご質問については、
お取引のある信用金庫にお問い合わせください。



信用金庫は、法令にもとづき、マイナンバーを厳格に管理します。

Q

& A



Q1

なんで信用金庫にマイナンバーを届け出る必要があるの？

法令により、信用金庫には、**預貯金口座をマイナンバーと紐付けて管理する義務**が課せられています。このため、信用金庫からお客さまに対し、マイナンバーの届出のご協力をお願いしています。



Q2

信用金庫はどんなことにマイナンバーを使うの？

信用金庫が万が一破たんしたときに**預貯金の円滑な払い戻し**を行うために利用したり、これまでも行われてきた**行政機関などの税務調査**や**生活保護などの資産調査**への回答を行うためなどに利用します。



Q3

マイナンバーを届け出ると行政機関などに資産を知られてしまうの？

マイナンバーの届出をきっかけに、信用金庫が行政機関などに**預貯金残高**などをお知らせすることはありません。



マイナンバーは国民の一人ひとりに割り当てられ、
社会保障・税・災害対策の行政手続で、利用されます。

Q4

預貯金口座をひらくときにマイナンバーを届け出ないといけないの？

後日のお届けでも構いません。

ただし、マル優・マル特のお取引やNISA口座、特定口座の開設、投資信託のお取引などは、マイナンバーがないとお取引できない場合があります。詳しくは、お取引のある信用金庫にお問い合わせください。



Q5

すでに信用金庫にマイナンバーを届け出ているけど、改めて届け出る必要があるの？

投資信託などのお取引でマイナンバーを届出したいたお客さまであれば、**改めてマイナンバーをお届けいただく必要はありません**※。ただし、以下のお取引時には、改めてマイナンバー確認書類の届出をお願いすることがあります。

- ・投資信託などの住所変更
- ・法人定期預金

など



※ 信用金庫が法令にもとづいて、マイナンバーを預貯金にも利用できるよう利用目的を変更するため、基本的に、再度の届出は不要です。

※ 本リーフレットは、2020年5月時点の情報にもとづいて作成しています。